

在留邦人の皆様へ

米国入国査証の取扱い変更に伴う旅券切替申請について

2003年7月

在ロンドン総領事館

今般、米国政府はテロ対策包括法に基づき、2003年10月1日以降、米国に入国する外国人で「機械読み取り式でない旅券(□)」を所持する場合は、査証免除対象としない(つまり、短期滞在目的でも査証(ビザ)を必要とする)との方針を発表しました。

日本国内の都道府県旅券事務所や、当館で発給された旅券はすべて「機械読み取り式旅券」ですので、今回の米国の方針変更には影響されませんが、在外公館によっては「機械読み取り式でない旅券」を発給しています。どちらの旅券も効力は同じですが、今回の米国の方針変更に伴い、「機械読み取り式でない旅券」を所持している方々は、米国への短期滞在査証が必要となります。

つきましては、現在「機械読み取り式でない旅券」をお持ちの方で、「機械読み取り式旅券」への切替を希望される場合には、現有旅券の残存期間が1年以上ある場合でも、下記のとおり切替申請を受け付けることとしましたので、お知らせします。

□「機械読み取り式でない旅券」とは・・

旅券番号、氏名、生年月日等が記載された身分事項ページの下部に「THIS JAPANESE PASSPORT IS NOT MACHINE READABLE」と記載されている旅券のことです。また、顔写真は写真そのものが貼り付けてあり、その上から透明フィルムでラミネートされています。

記

1. 対象となる方

「機械読み取り式でない旅券」をお持ちの方で、2003年10月1日以降、短期滞在目的で米国に入国する予定があり、査証免除の扱いを希望する方。

2. 申請形式及び手数料

新規旅券への切替発給となります。有効期間は5年又は10年となります(ただし、20歳未満の方は5年用のみ)。手数料は、現行と変更ありません。

3. 申請先

当館もしくは日本国内の都道府県旅券事務所(一時帰国の際に申請可能です)。

4. 必要書類

(1) 現在お持ちの有効旅券

(2) 一般旅券発給申請書(2通)

(3) 写真(2葉)

(4) 戸籍謄(抄)本(ただし、氏名、本籍に変更があり、現在お持ちの旅券と異なる場合のみ)

(注) 日本国内の都道府県旅券事務所申請される場合は、各窓口事前に問い合わせ下さい。

5. 所要期間

申請から交付までに要する期間は1週間です。ただし、遠隔地にお住まいの方は、午前10時30分までに申請していただければ、当日中に発給する便宜も図っております

ので、事前に電話(・・芦悪郡教□偽・ち)でご相談の上御来館ください。

6. その他

米国は上記方針とは別に、さらに2004年10月26日以降は、電子化された生体情報(顔、指紋、虹彩等)が搭載されていない旅券を所持している外国人の入国に際して、査証を求めるとの方針も発表しています(予定どおり運用されるかは不明)。我が国も遠くない将来、生体情報を搭載した新型旅券を導入することを検討していますが、その場合には新たに旅券の切替が必要となることも考えられますので申し添えます。

以上